明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○地域再生計画を認定した件
（内閣府六六～四八八）　一
○地域再生計画の変更を認定した件
（同四八九～五一九）　四六
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件
（総務一二）　四九
〔官庁報告〕
財　政
平成二十九年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（総務省）　五〇
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産、免責関係　五四
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消関係　五四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　五四
会社その他
会社決算公告　五六

告示

○内閣府告示第六十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　旭川市

二　地域再生計画の名称　進化する北彩都ガーデン賑わい・生きがい・健康づくり拠点化プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　旭川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　函館市

二　地域再生計画の名称　『美食のまち函館』食の産業化推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　函館市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　旭川市

二　地域再生計画の名称　働き方改革によるひと・しごと誘致と地元企業再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　旭川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北見市

二　地域再生計画の名称　「北見ＭＹ　ＬＯＶＥ　地域の宝」食資源活用発展型観光客誘致再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北見市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　士別市

二　地域再生計画の名称　ＩＣＴ農業推進事業（産学官連携による農業の雇用力再生プロジェクト）

三　地域再生計画の区域の範囲　士別市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北見市及び網走市並びに北海道網走郡大空町

二　地域再生計画の名称　オホーツク地域サイクリングブランド化による観光産業再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北見市及び網走市並びに北海道網走郡大空町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　旭川市

二　地域再生計画の名称　進化する北彩都ガーデン賑わい・生きがい・健康づくり拠点化プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　旭川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）